

令和6年度福岡地方最低賃金審議会
第1回運営小委員会

資料目次

- 資料 No 1 福岡地方最低賃金審議会第53期運営小委員会委員名簿
- 資料 No 2 福岡地方最低賃金審議会運営小委員会規程（案）
- 資料 No 3 令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）【福岡県最低賃金改定決定審議】
- 資料 No 4 令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】
- 資料 No 5 審議会等スケジュール
- 資料 No 6 令和6年度 中央最低賃金審議会 予定

福岡地方最低賃金審議会
第53期運営小委員会委員名簿

資料№1

区分	氏名	現職
公益代表委員	○ <small>たか た</small> 高田 <small>あずか</small> 亜朱華	弁護士
	<small>ひら い</small> 平井 <small>きわこ</small> 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	◎ <small>まる たに</small> 丸谷 <small>こうすけ</small> 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	<small>かわ むら</small> 河村 <small>としあき</small> 敏昭	全国ユニオン 全国一般福岡地方本部 書記長
	<small>こ じん</small> 小陳 <small>たけし</small> 武志	日本労働組合総連合会福岡県連合会 副事務局長
	<small>なが しま</small> 長嶋 <small>よしあき</small> 良昭	UAゼンセン福岡県支部 次長
使用者代表委員	<small>しょう きき</small> 庄崎 <small>ひであきら</small> 秀昭	福岡県経営者協会 専務理事
	<small>まつ もと</small> 松本 <small>きょうこ</small> 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	<small>よし おか</small> 吉岡 <small>ひでき</small> 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は委員長、○は委員長代理である

福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

（規程の目的）

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会の議決により設置された、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し必要な事項について定めるものである。

（審議事項）

第2条 小委員会では、会長から付託された事項並びに地域別最低賃金・産業別最低賃金の審議日程についての調整、審議方法等について細目にわたる審議を行なうものとする。

（組 織）

第3条 小委員会の委員は9名とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 小委員会には委員長を置く。

委員長は公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長は会務を統括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代行する。

5 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、福岡地方最低賃金審議会委員の出席を求めることができる。

6 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の招集）

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたとときのほか、審議会会長（以下「会長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を遅くとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。

- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

(委員の欠席)

第5条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項について同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第6条 委員は会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見の提出)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行なう。

附 則 この規程は、令和~~3年3月16日~~6年6月10日から施行する。

令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【福岡県最低賃金改定決定審議】

福岡地方最低賃金審議会

1 目的

福岡県最低賃金の改正決定の審議に資するため、文書による意見聴取のほか、審議会の要請に基づき、県内各地域の経済動向、経営上の問題点、初任給・ベースアップの状況等賃金その他の雇用・労働事情及び最低賃金改正に関する意見等を、県内の各地域の労・使の代表から直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時 令和6年7月23日(火) 13:00～15:10

(関係労働者からの発表を13:00～14:10、関係使用者からの発表を14:10～15:10の間で行う)

場所 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
(福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号)

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会

4 意見発表者

(1) 意見発表者は福岡地方最低賃金審議会から要請された者

ア 労・使各側3名ずつとする。(計6名)

イ 非正規雇用労働者を代表する意見を述べることを1名追加する。

ウ 最低賃金の影響を強く受ける産業の事業主を代表する意見を述べることを1名追加する。

エ アは労働者団体、使用者団体から推薦された者、イは労働者団体から推薦された者、ウは使用者団体から推薦された者とする。

オ その他審議会が必要と認める者

5 推薦手続き

推薦は令和6年6月24日(月)までとし、その後、各発表者には会長名で

「最低賃金に関する意見聴取事項」を添えて依頼する。

6 意見発表・聴取要領

- ア 意見発表・聴取時間は、「13時00分から15時10分」とする。
- イ 意見聴取の骨子は、「最低賃金に関する意見聴取事項」にあらかじめ記載し、事前に意見発表者に通知する。意見発表者は、発表に当たってまとめた事項（「福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書（例）」等A4紙1枚程度）及び提出する資料があれば、令和6年6月24日（月）までに事務局に提出するものとする。

〔 やむを得ず当日持参する場合には、委員用15部、発表者用~~4部、事務局用10部、予備1部~~報道関係・傍聴者及び事務局用15部の計30部を用意する。添付資料も同様とする。〕

- ウ 発表者は、「意見聴取事項」に基づき1人10分程度で発表する。
労働者側、又は使用者側の全員の発表が終了後、委員から発表者に対して質問等を行う。

エ 発表（聴取）は、労働者側、使用者側の順とする。

オ 意見発表・聴取の標準的な進め方

- (ア) 開 会
- (イ) 労働者側意見発表者~~4名~~入室
- (ウ) 公益委員あいさつ、出席委員紹介
- (エ) 労働者側意見発表（聴取）
（各自10分程度意見発表、終了後に全員まとめて20分程度質疑）
- (オ) 労働者側意見発表者退室、使用者側意見発表者~~4名~~入室
- (カ) 公益委員あいさつ、出席委員紹介
- (キ) 使用者側意見発表（聴取）
（各自10分程度意見発表、終了後に全員まとめて20分程度質疑）
- (ク) 使用者側意見発表者退室
- (ケ) 閉 会

以 上

最低賃金に関する意見聴取事項（労働者側発表者用）

1 意見発表者の所属関係について

- (1) 団体名称、職氏名
- (2) 団体の概要(加盟組織、加盟組合数、加盟労働者数、業種等)

2 現行福岡県最低賃金改正に関する意見について

- (1) 改正の必要性について 有・無

3 上記「2」の理由、背景等について

下記事項について、資料を用いて具体的に説明願います。

(1) 賃金事情等について

- 例えば
- ア 高卒者の初任給（所定内賃金）、パート労働者の賃金（所定内時給）
 - イ 賃金改定状況（令和5年と令和4年の比較、ベースアップ率、一時金等）
 - ウ 地域における一般労働者及びパート労働者の賃金水準の状況

- (2) 地域での物価や生計費等の生活状況について
- (3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等

4 その他最低賃金に関する意見

- (注) 1 上記聴取事項の発表に当たりましては、所属団体だけではなく、所属団体の主たる活動地区全体の意見（非正規雇用労働者の代表の場合には非正規雇用労働者全体の意見）も含めて説明願います。
- 2 意見聴取事項における個人及び団体の情報を含む部分につきましては、当審議会委員及び事務局限りの資料とし、ホームページへの掲載等公開はしないことを申し添えます。

最低賃金に関する意見聴取事項（使用者側発表者用）

1 意見発表者の所属関係について

- (1) 団体名称、職氏名（単一企業の場合は、業種、労働者数等）
- (2) 団体の概要（加盟企業数、加盟企業の総労働者数、主な業種等）

2 現行福岡県最低賃金改正に関する意見について

- (1) 改正の必要性について 有・無

3 上記「2」の理由、背景等について

下記事項について、具体的数値・資料に基づき説明願います。

(1) 経営事情等について

例えば

(企業経営者)

- ア 売上、受注高、生産高の増減等の状況及び今後の見通し
- イ 経常利益の増減等の状況（その原因は、売上減かコスト増か）
- ウ 昨年及び本年の労働者の採用状況並びに人員増減状況
- エ 労働分配率等の状況

(業者団体等の役員等)

- オ 団体構成員の廃業・倒産又は新規参入の状況等

(2) 賃金事情等について

例えば

- ア 高卒者の初任給（所定内賃金）、パート労働者の賃金（所定内時給）
- イ 賃金改定状況（令和5年と令和4年の比較、ベースアップ率等、賞与・退職金の改定状況も含む）

(業者団体等の役員等)

- ウ 地域における一般労働者及びパート労働者の賃金水準の状況
- エ 地域における春闘賃上げの状況

(3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向

- (注) 1 上記聴取事項の発表に当たりましては、所属企業だけではなく、所属企業の主たる事業活動地区全体の意見（最賃の影響を強く受ける産業の事業主の代表の場合には当該産業全体の意見）も含めて説明願います。
- 2 意見聴取事項における個人及び企業の情報を含む部分につきましては、当審議会委員及び事務局限りの資料とし、ホームページへの掲載等公開はしないことを申し添えます。

福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書 (関係労働者用)

所属地区	地区
非正規雇用労働者を代表する意見 (主な業種を記載)	業
ご意見	
1 改正の必要性について	有 ・ 無
<p>2 上記「1」の理由、背景等</p> <p>* 一般労働者及びパート労働者等の賃金事情、地域での物価や生計費等の生活状況、地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等</p>	

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【下記の記載分は公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

所属組合	名 称		概	加盟組合数	
	所 在 地	〒 —		加盟労働者数	
	電 話 番 号	— —		主 な 業 種	
	職 名		要	参 考 事 項	

福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書

(関係使用者〔企業経営者〕用)

所属地区	地区
最賃の影響を強く受ける産業を代表する意見（主な業種を記載）	業
ご意見	
1 改正の必要性について	有 ・ 無
<p>2 上記「1」の理由、背景等</p> <p>(1) 経営事情等について</p> <p>* 売上、受注高、生産高、経常利益の増減等の状況及び今後の見通し、労働者の採用状況並びに人員増減状況、労働分配率の状況等</p> <p>(2) 賃金事情等について</p> <p>* 一般労働者及びパート労働者等の賃金水準、改定状況（ベースアップ率等、賞与・退職金の改定状況も含む。）</p> <p>(3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等</p>	

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【下記の記載分は公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

所属企業	名称		概	労働者数	
	所在地	〒 ー		要	業種
	電話番号	ー ー	参考事項		
	職名				

福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書

(関係使用者〔事業者団体役員等〕用)

所属地区	地区
最賃の影響を強く受ける産業を代表する意見（主な業種を記載）	業
ご 意 見	
1 改正の必要性について	有 ・ 無
2 上記「1」の理由、背景等 (1) 経営事情等について * 売上、受注高、生産高、経常利益の増減等の状況及び今後の見通し、労働者の採用状況並びに人員増減状況、労働分配率の状況等 (2) 賃金事情等について * 一般労働者及びパート労働者等の賃金水準、改定状況（ベースアップ率等、賞与・退職金の改定状況も含む。） (3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等	

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【下記の記載分は公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

所属団体	名 称		概	会員企業数	
	所 在 地	〒 —		労働者総数	
	電話番号	— —		管内の主要産業等	
	職 名		要	参 考 事 項	

令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）

【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った業種の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和6年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
場所：

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会

4 推薦手続き

- (1) 推薦は 月 日（ ）までとし、意見発表者は一産業労使各1名とする。
- (2) 意見発表者には委員長名で依頼する。

5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見発表者は意見を別紙「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式で可）に記載し、 月 日（ ）までに事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、30部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (3) 発表・聴取時間は1産業25分とし、内訳は意見発表労使各10分、質疑5分とする。
 - ア 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
： ～ ： 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）
 - イ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
： ～ ： 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）
 - ウ 輸送用機械器具製造業
： ～ ： 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）
 - エ 百貨店、総合スーパー
： ～ ： 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）
 - オ 自動車（新車）小売業
： ～ ： 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): _____業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

労働者代表

所属組合	名称		概	加盟組合数 <small>(産別連合体の場合)</small>	
	所在地	〒 ー		主な業種 <small>(企業別組合の場合)</small>	
	電話番号	ー ー	要	所属労働者数	
	職名			参考事項	

使用者代表

所属企業	名称		概	労働者数	
	所在地	〒 ー		要	業種
	電話番号	ー ー	参考事項		
	職名				

令和6年度福岡地方最低賃金審議会開催日程表(案10月1日発効)(9月中旬まで)

資料No5

		本省	会議室
6月25日	火		
6月26日	水	中賃諮問第1回目安小委	
6月27日	木		
6月28日	金		
6月29日	土		
6月30日	日		
7月1日	月		
7月2日	火	公益代表委員会議(10:00～) 第1回本審(10:30～)	本館8階教養第7会議室 8:30-18:00
7月3日	水		
7月4日	木		
7月5日	金		
7月6日	土		
7月7日	日		
7月8日	月		
7月9日	火		
7月10日	水	第2回目安小委	
7月11日	木		
7月12日	金		
7月13日	土		
7月14日	日		
7月15日	月		
7月16日	火		
7月17日	水		
7月18日	木	第3回目安小委	
7月19日	金		
7月20日	土		
7月21日	日		
7月22日	月		
7月23日	火	第2回本審(13:00～) 県最賃関係労使意見聴取	第4回目安小委 新館4階労働大会議室・監督課相談室 8:30-17:15
7月24日	水		中賃答申(第4回目安小委で終了の場合)第5回目安小委
7月25日	木		中賃答申(第5回目安小委で終了の場合)
7月26日	金		
7月27日	土		
7月28日	日		
7月29日	月	第3回本審(10:00～12:00) 第1回専門部会(15:00～)	本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
7月30日	火		本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
7月31日	水	第2回専門部会(10:00～)	本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
8月1日	木		本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
8月2日	金	第3回専門部会(10:00～)	本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
8月3日	土		
8月4日	日		
8月5日	月	第4回専門部会(10:00～) 第4回本審(13:00～) 県最賃答申の場合、当日公示。 異議申出締切8/20(火)、最賃効力発生10/1	本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
8月6日	火		本館8階共用第1・7・8会議室8:30-18:00
8月7日	水	第5回本審(14:00～17:00) 特定最賃関係労使意見聴取 特定最賃必要性答申、特定最賃改定諮問	本館8階共用第1・7・10会議室8:30-18:00
8月8日	木		本館8階共用第1・7・10会議室8:30-18:00
8月9日	金		本館8階共用第1・7・10会議室8:30-18:00
8月10日	土		
8月11日	日		
8月12日	月		
8月13日	火		本館8階共用第8・10会議室8:30-18:00
8月14日	水		
8月15日	木		
8月16日	金		
8月17日	土		
8月18日	日		
8月19日	月		本館8階共用第8・10会議室8:30-18:00
8月20日	火		本館8階共用第8・10会議室8:30-18:00
8月21日	水	第6回本審(13:00～) 最低賃金異議申立諮問、答申	本館8階共用第7・8・10会議室8:30-18:00
8月22日	木		本館8階共用第5・7・10会議室8:30-18:00
8月23日	金		本館8階共用第5・7・10会議室8:30-18:00
8月24日	土		
8月25日	日		
8月26日	月		本館8階共用第7・8・10会議室8:30-18:00
8月27日	火		本館8階共用第7・8・10会議室8:30-18:00
8月28日	水		本館8階共用第7会議室8:30-18:00
8月29日	木		
8月30日	金		本館8階共用5・7・10会議室8:30-18:00
8月31日	土		
9月1日	日		
9月2日	月		
9月3日	火		
9月4日	水		
9月5日	木		
9月6日	金		
9月7日	土		
9月8日	日		
9月9日	月		
9月10日	火		
9月11日	水		
9月12日	木		
9月13日	金	特定最賃(公益部門)合同会議(14:30～) 特定最賃(専門部会)合同会議(15:00～)	新館3階A・B・C8-30-17:15
9月14日	土		
9月15日	日		
9月16日	月		
9月17日	火	特定最賃(公益部門)合同会議(13:00～)(予備) 特定最賃(専門部会)合同会議(13:30～)(予備)	新館3階A・B・C8-30-17:15
9月18日	水		
9月19日	木		
9月20日	金		

令和6年度福岡地方最低賃金審議会開催日程表(案10月1日発効)(9月中旬まで)

資料No5

		本省	会議室
6月25日	火		
6月26日	水	中賃諮問第1回目安小委	
6月27日	木		
6月28日	金		
6月29日	土		
6月30日	日		
7月1日	月		
7月2日	火	公益代表委員会議(10:00～) 第1回本審(10:30～)	本館8階教養第7会議室 8:30-18:00
7月3日	水		
7月4日	木		
7月5日	金		
7月6日	土		
7月7日	日		
7月8日	月		
7月9日	火		
7月10日	水	第2回目安小委	
7月11日	木		
7月12日	金		
7月13日	土		
7月14日	日		
7月15日	月		
7月16日	火		
7月17日	水		
7月18日	木	第3回目安小委	
7月19日	金		
7月20日	土		
7月21日	日		
7月22日	月		
7月23日	火	第2回本審(13:00～) 県最賃関係労使意見聴取	第4回目安小委 新館4階労働大会議室・監督課相談室 8:30-17:15
7月24日	水		中賃答申(第4回目安小委で終了の場合)第5回目安小委
7月25日	木		中賃答申(第5回目安小委で終了の場合)
7月26日	金		
7月27日	土		
7月28日	日		
7月29日	月	第3回本審(10:00～12:00) 第1回専門部会(15:00～)	本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
7月30日	火		本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
7月31日	水	第2回専門部会(10:00～)	本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
8月1日	木		本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
8月2日	金	第3回専門部会(10:00～)	本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
8月3日	土		
8月4日	日		
8月5日	月	第4回専門部会(10:00～) 第4回本審(13:00～) 県最賃答申の場合、当日公示。 異議申出締切8/20(火)、最賃効力発生10/1	本館8階共用第5・7・8会議室8:30-18:00
8月6日	火		本館8階共用第1・7・8会議室8:30-18:00
8月7日	水	第5回本審(14:00～17:00) 特定最賃関係労使意見聴取 特定最賃必要性答申、特定最賃改定諮問	本館8階共用第1・7・10会議室8:30-18:00
8月8日	木		本館8階共用第1・7・10会議室8:30-18:00
8月9日	金		本館8階共用第1・7・10会議室8:30-18:00
8月10日	土		
8月11日	日		
8月12日	月		
8月13日	火		本館8階共用第8・10会議室8:30-18:00
8月14日	水		
8月15日	木		
8月16日	金		
8月17日	土		
8月18日	日		
8月19日	月		本館8階共用第8・10会議室8:30-18:00
8月20日	火		本館8階共用第8・10会議室8:30-18:00
8月21日	水	第6回本審(13:00～) 最低賃金異議申立諮問、答申	本館8階共用第7・8・10会議室8:30-18:00
8月22日	木		本館8階共用第5・7・10会議室8:30-18:00
8月23日	金		本館8階共用第5・7・10会議室8:30-18:00
8月24日	土		
8月25日	日		
8月26日	月		本館8階共用第7・8・10会議室8:30-18:00
8月27日	火		本館8階共用第7・8・10会議室8:30-18:00
8月28日	水		本館8階共用第7会議室8:30-18:00
8月29日	木		
8月30日	金		本館8階共用5・7・10会議室8:30-18:00
8月31日	土		
9月1日	日		
9月2日	月		
9月3日	火		
9月4日	水		
9月5日	木		
9月6日	金		
9月7日	土		
9月8日	日		
9月9日	月		
9月10日	火		
9月11日	水		
9月12日	木		
9月13日	金	特定最賃(公益部門)合同会議(14:30～) 特定最賃(専門部会)合同会議(15:00～)	新館3階A・B・C8-30-17:15
9月14日	土		
9月15日	日		
9月16日	月		
9月17日	火	特定最賃(公益部門)合同会議(13:00～)(予備) 特定最賃(専門部会)合同会議(13:30～)(予備)	新館3階A・B・C8-30-17:15
9月18日	水		
9月19日	木		
9月20日	金		

令和6年度 中央最低賃金審議会 予定

6月25日（火） 諮問 第68回中賃・第1回目安小委

7月10日（水） 第2回目安小委

7月18日（木） 第3回目安小委

7月23日（火） 第4回目安小委

第4回目安小委でまとまった場合

7月24日（水） 答申 第68回中賃

第4回目安小委でまとまらなかった場合

7月24日（水） 第5回目安小委

7月25日（木） 答申 第68回中賃

（第5回目安小委でまとまった場合）